**中小事業者等支援給付金の交付を行います**

令和３年１０月　三春町

　新型コロナウイルス感染症拡大により、経営状況等に大きな影響を受けている町内の事業者、農業者の皆様へ給付金を交付します。（３回目）

　１．支給額

１事業者（経営体）あたり１５万円

（ただし、前年分及び前々年分の売上高等の総額が１２０万円未満の場合は１０万円）

　２．支給対象事業者等

（１）町内に事業所を有する中小事業者、個人事業主

（２）中小企業基本法に規定する中小企業者及び小規模企業者

（３）令和３年１月１日現在における三春町認定農業者及び認定新規就農者並びに水稲作付

面積が１ヘクタール以上の農業者

●支給対象となる事業者

　Ａ．三春町商工会に加入している事業者等

Ｂ．三春町商工会非加入の下記の事業者等

製造業、建設業、飲食店（食堂、カフェ、喫茶店など）、小売店（日用品、食品酒類、

雑貨など）、サービス業（自動車整備、塾・教室、ガソリンスタンドなど）、理容店、

美容店、請負等による事業を行う個人事業者（雇用関係を持たない者）など

●支給対象とならない事業者

　　　　①国が実施する「緊急事態宣言等の影響緩和に係る一次支援金、月次支援金」の受給

者又は今後受給予定の者（令和３年２月から９月対応分）

②福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（時短営業協力金）の受給者又は

今後受給予定の者（令和３年２月から９月実施分）

③売上の減少した中小事業者に対する一時金（福島県版一時金）の受給者又は今後受

給予定の者（令和３年２月から９月対応分）

　　　　④三春町宿泊事業者等支援給付金（宿泊事業者及び交通事業者）の受給者

⑤金融機関、郵便局、政治・経済・文化・宗教団体、保険業　等

　３．支給要件

（１）中小事業者等

令和３年２月から令和３年９月までのいずれかの月で、売上げ等が前年同月比又は

前々年同月比で３０％以上減少していること。

（２）認定農業者・認定新規就農者・水稲作付面積１ヘクタール以上の農業者

令和３年１月から１２月までの１年間の農業収入が、前年比又は前々年比で３０％以

上減少していること（法人については、令和３年１月から１２月の属する事業年度の

収入を前期又は前々期と比較、若しくは令和３年１月から１２月までの収入を前年又

は前々年と比較）。

　４．支給申請等

（１）申請期間

①中小事業者等　令和３年１０月１１日（月）から令和３年１１月３０日（火）まで

②認定農業者等　令和３年１０月１１日（月）から令和４年３月１５日（火）まで

（２）提出書類（申請書に下記の書類を添付して提出してください。）

●中小事業者等　＊確定申告書の控えには収受印の押印、メール受信が確認できること。

法 人

①前事業年度及び前々事業年度の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書の

控え（写し）

②対象月の売上高等（月間収入）がわかる書類（売上台帳等）

③振込先口座の通帳等の写し（表紙及び表紙を開いたページ）及び誓約書

個 人

①前年及び前々年分の確定申告書第一表又は住民税申告書の控え（写し）

上記のほか　・青色申告者：所得税青色申告決算書控え（写し）

・白色申告者：収支内訳書控え（写し）

②対象月の売上高等（月間収入）がわかる書類（売上台帳等）

③本人確認できる書類（免許証等）

④振込先口座の通帳等の写し（表紙及び表紙を開いたページ）及び誓約書

●認定農業者等

個 人

①令和３年分の確定申告書第１表、収支内訳書（農業所得）の控え（写し）

②令和２年及び令和元年分の確定申告書第１表、収支内訳書（農業所得）の

控え（写し）

③振込先口座の通帳等の写し（表紙及び表紙を開いたページ）

　　　　法 人

①令和３年１月から１２月の属する事業年度の確定申告書別表及びその前期、前々期

の事業年度の確定申告書別表

②振込先口座の通帳等の写し（表紙及び表紙を開いたページ）

（３）申請先及びお問合せ先

○中小事業者等　　役場産業課商工観光グループ　 ０２４７-６２-３９６０

三春町商工会　　　　　　　　 ０２４７-６２-３５２３

　　　　○認定農業者等　　役場産業課農林グループ　　 　０２４７-６２-２１１２